

処遇改善加算額の算出方法及び加算の対象となる要件について

【算出方法】

加算額は、次に掲げるもののうち最も低い額とする。

- (1) 基準額 2, 1 8 1, 0 0 0 円（1 支援の単位当たりの年額）
- (2) 基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）、時間外勤務手当、賞与、通勤手当により算定して得た額のうち、平成 2 5 年度と対象年度を比較し改善された経費の合計額。ただし、加算額の算定対象期間は、対象年度の 4 月から 3 月までで放課後児童支援員等の在職期間とするが、月の途中での採用及び退職の場合は当該月を含めない。

【加算の対象となる要件】

加算の対象となる要件は、以下を全て満たすこととする。

- (1) 開所する時間は、平日につき、1 8 時 3 0 分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1 日 8 時間以上開所する又は開所していること。
- (2) 開所する日数は、年間 2 5 0 日以上であること。
- (3) 対象年度において、平成 2 5 年度の当該学童保育所等に従事する放課後児童支援員等の賃金に対する改善が行われていること。
- (4) 賃金改善を行う給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。なお、その場合は業績等に応じた額の変動が確認できる書類を整理しておくこと。
- (5) 加算を受けようとする運営事業者においては、以下の育成支援を全て行うとともに、当該学童保育所等に従事する放課後児童支援員等は、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。
 - ① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。
 - ② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。

- ③ 本市との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
- ④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、本市と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。
- ⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等の判断だけで対応することは避け、当該学童保育所等の運営事業者と協議の上で、本市又は児童相談所に速やかに通告すること。

キャリアアップ処遇改善加算額の算出方法及び加算の対象となる要件について

【算出方法】

- 1 加算額は、各放課後児童支援員の加算の対象となる経費と別表 1 の放課後児童支援員ごとの加算対象経費基準額を比較して低い額の合計額とし、予算の範囲内において加算する。ただし、一支援単位の加算額の上限額は 9 1 9, 0 0 0 円（年額）とする。
- 2 前項の各放課後児童支援員の加算の対象となる経費は、次のとおりとする。
 - (1) 平成 2 8 年度と対象年度を比較し賃金改善された額とし、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により算定する。なお、時間外勤務手当、通勤手当、一時金、賞与等は除く。
 - (2) 加算額の算定対象期間は、対象年度の 4 月から 3 月までで各放課後児童支援員の在職期間とするが、月の途中での採用及び退職の場合は当該月を含めない。
 - (3) 賃金改善された額の算定にあたって、平成 2 8 年度と対象年度の賃金の支払い形態（月給、時間給等）や勤務日数、労働時間数が異なること等により、そのままでは基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）及び加算額の算定対象期間の給与等の合計額（年額）での比較ができない場合は、当該放課後児童支援員の平成 2 8 年度の賃金の支払い形態（月給、時間給等）や勤務日数、労働時間数を対象年度の賃金の支払い形態（月給、時間給等）や勤務日数、労働時間数に換算し比較する。
- 3 別表 1 における用語の定義等は、次のとおりとする。
 - (1) 一定の研修とは、都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 5 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市が適当と認める研修とする。

なお、受講については、対象年度の前年度までに 1 回以上受講している場合を対象とし、受講修了証等の文書により確認するものとする。
 - (2) 経験年数の算定は、対象年度の 4 月 1 日時点において行うものとする。また、現在勤務している学童保育所等の経験年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。
 - ①子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設、同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第 30 条第 1 項第 4 号に定める特例保育を行う施設・事業所における経験年数
 - ②学校教育法第 1 条に定める学校及び同法第 124 条に定める専修学校における経験年数
 - ③社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における経験年数
 - ④児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設における経験年数
 - ⑤認可外保育施設（児童福祉法第 59 条第 1 項に定める施設をいう。以下同じ。）で以下に掲げる施設の経験年数
 - ア 地方公共団体における単独保育施策による施設

- イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設
 ウ 企業主導型保育施設
 エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設
 オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設
 ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所における経験年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）
 ⑦放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における経験年数
 （３）経験年数の期間は、学童保育所等の運営事業者やその他前号に規定する施設・事業所が発行する勤務実績証明書等の文書により確認するものとする。
 （４）事業所長的立場にある者は支援の単位につき、原則１名までとし、事業所長的立場にあることを運営規定や辞令等の文書により確認するものとする。

【加算の対象となる要件】

加算の対象となる要件は、以下を全て満たすこととする。

- （１）対象年度において、平成２８年度の学童保育所等に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われており、その賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行われていること。
 （２）賃金に対する改善については、経験年数や研修実績等に伴い行われたものであること。
 （３）運営事業者は、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みの導入に努めること。
 （４）賃金改善を行う給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

なお、その場合は業績等に応じた額の変動が確認できる書類を整理しておくこと。

別表 1

	区 分	各放課後児童支援員の 加算対象経費基準額 (年額)
1	放課後児童支援員	131,000 円
2	経験年数が３年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者	198,000 円
3	経験年数が５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者	263,000 円
4	経験年数が１０年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した事業所長的立場にある者	394,000 円

※勤務月数が12月に満たない場合は、表中の加算対象経費基準額を12で除し勤務月数を乗じた額を当該放課後児童支援員の加算対象経費基準額とする。ただし、勤務月数の算定について、月途中採用及び月途中退職の場合、当該月は勤務月数には含まれない。

処遇改善加算額(月額 9,000 円相当賃金改善加算)の算出方法及び加算の対象となる要件について

【算出方法】

- 1 加算額は、支援の単位ごとに各放課後児童支援員等の処遇改善に要した経費の合計額と次により算出された額の合計額を比較して低い方の額の合計額とし、予算の範囲内において加算する。

11,000 円×賃金改善対象者数×事業実施月数

- 2 前項の「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員（放課後児童支援員等）数に1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員（放課後児童支援員等）数（常勤換算）を加えたものをいう。

なお、常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員（放課後児童支援員等）とみなす。

【加算の対象となる要件】

加算の対象となる要件は、以下を全て満たすこととする。

- (1) 放課後児童支援員等に対する賃金改善を実施していること。または実施予定があること。
- (2) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を放課後児童支援員等に周知すること。
- (3) 本事業による加算額は放課後児童支援員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額を充てること。
- (4) 本事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと。